

城輪柵跡出土の軒丸瓦

水戸部 秀樹

1 はじめに

一昨年、山形県酒田市に所在する泉森窯跡が、財団法人山形県埋蔵文化財センターにより発掘され、多数の古瓦が出土した。出土した古瓦の内容は単弁十弁蓮華文軒丸瓦、丸瓦、平瓦である。軒平瓦は出土していない。ほかに須恵器も多く出土しており、窯跡の大概の時期も9世紀前半と判明している。

既に発行された調査説明資料（財団法人山形県埋蔵文化財センター 2001）でも指摘されているが、泉森窯跡から出土した軒丸瓦は、出羽国の国府跡とされる城輪柵跡で出土した、伊藤・小野氏による分類でいう軒丸瓦第3類（伊藤・小野 1987）と同範（図2、図3・4）である。つまり泉森窯跡で生産された瓦は城輪柵跡で消費されたと考えてよい。これまで城輪柵跡ではこの種の瓦が出土することは少なかったが、供給遺跡である泉森窯跡でまとまった資料を得ることができたので、城輪柵跡で出土している同範の軒丸瓦について、より詳細な検討を加えることが可能となった。

城輪柵跡は移転を繰り返す出羽国府のなかでも井口府（柏倉・小野 1978）とされている。近頃刊行された八森遺跡の報告書（佐藤 2002）のなかでも佐藤禎宏氏は城輪柵跡の創建を9世紀第1四半期とし、城輪柵跡が井口国府であろうと述べている。筆者も泉森窯跡の調査成果を得ての検討のうえ、これらの意見に大過はないと考えている。

そうすると今回の発掘調査で出土した軒丸瓦は城輪柵跡の創建期、9世紀第1四半期とされる第Ⅰ期（小野 1997）の建物に使用された瓦であると考えられる。ただし、瓦の出土量は消費遺跡である城輪柵跡では非常に少なく、また城輪柵跡第Ⅰ期の政庁域の建物が掘立柱建物跡で構成されることなどから、瓦は本瓦葺ではなく部分的に使用されたか、あるいはごく一部の建物に限定的に葺かれた可能性が高い。この点については瓦の出土地点、丸平瓦、軒丸瓦の割合をあらためて検討する必要がある。

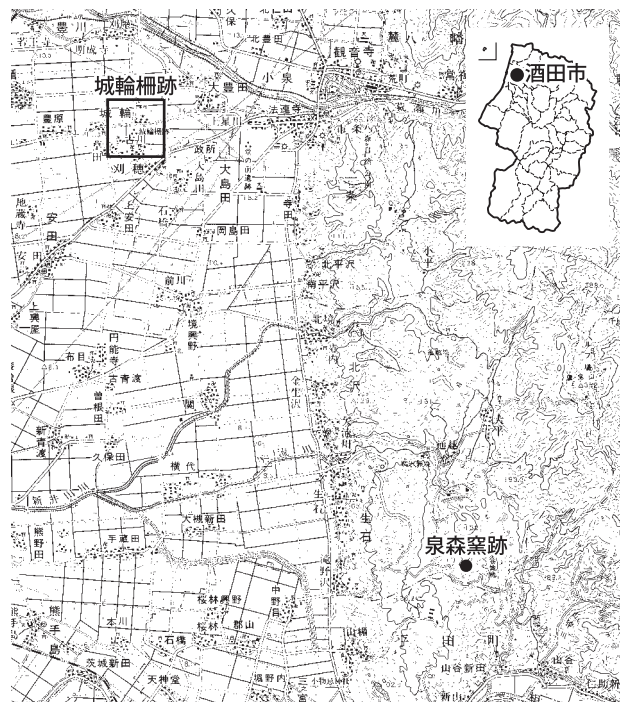


図1 遺跡位置図（1：100,000）

あろう。

本稿では泉森窯跡出土の軒丸瓦と城輪柵跡出土の軒丸瓦の同範関係を再確認し、さらにその後確認された範の彫り直しが認められる資料、範の異なる新資料の報告を通して、これまでの研究のなかで単弁十弁蓮華文軒丸瓦がどのように扱われてきたかを整理し、泉森窯跡の報告書作成に資したいと思う。

2 単弁十弁蓮華文軒丸瓦の研究史

城輪柵跡に関する研究は数多いが、ここでは主な研究のみ取り上げて整理したい。

以下詳述するが、内容が少々複雑なため、先に結論を述べておく。まず、図2に示した瓦が城輪柵跡より出土したものである。図3・4が泉森窯跡より出土した瓦である。三者比較すれば同範瓦であることは明らかであるが、図4の瓦には瓦当面の右下部分の弁間にもみ、間弁の名残ともいえる三角形の文様が瓦当面中央に向かって配されている。これは図2・3の瓦の範に新たに彫り直しを加えた箇所であり、同範瓦でありながら時期的に図

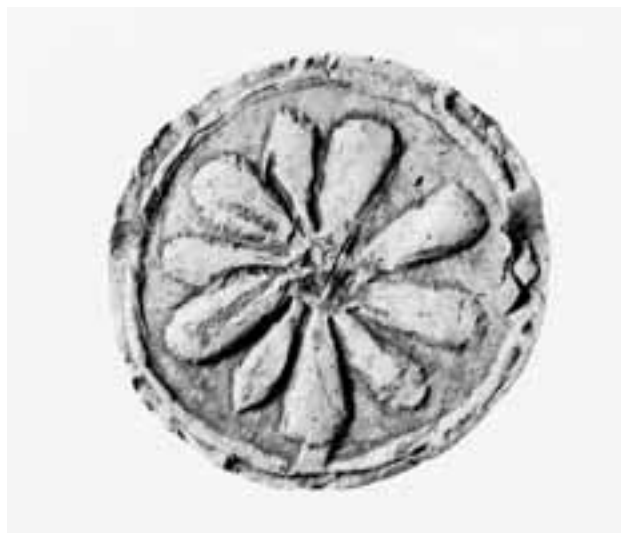


図2 城輪柵跡 単弁十弁蓮華文軒丸瓦



図3 泉森窯跡 単弁十弁蓮華文軒丸瓦



図4 泉森窯跡 単弁十弁蓮華文軒丸瓦（彫り直しあり）



図5 泉森窯跡 単弁八弁蓮華文軒丸瓦



図6 『城輪の出羽柵址及び国分寺址調査』掲載写真



図7 『城輪の出羽柵址及び国分寺址調査』掲載写真

図2・3・4・6下段中央・7は同范、図4のみ彫り直しが認められるので一段階新しい。

図5は2001年発掘の新資料。

図6・7は『城輪の出羽柵址及び国分寺址調査』（阿部1932）から転載。

2・3の瓦より新しい証拠となる。ただし、大きな時期差はないであろう。

図5に示した瓦は初めて確認された単弁八弁蓮華文軒丸瓦である。弁数こそ違うがほかの特徴は前二者と一致

しており、やはり同時期の瓦であるといえよう。既に弁間に間弁が見られるので図4の彫り直しが行われた瓦と同じ段階か、あるいは弁数の減少を文様の簡略化ととらえればより後出のものとも考えられる。

さらに図6下段中央の瓦、図7・図8左も阿部氏の報告中の写真図版、伊東氏ほかによる『城輪柵跡予備調査概報』（伊東ほか 1965、以下概報と略す）のみでの検討ではあるが、弁の配置、弁と珠文、弁と中房の陰刻花文との位置関係などから前述の瓦と同範であると考えられる。概報掲載の図8右は、既に現存しない図7の瓦の報告中の写真図版から起こしたと推定されるスケッチである。概報では図8左の瓦とは異なる分類で扱われているが、モデルとなった図7と図8左の瓦は、同範であると既に述べた。

A 阿部正己氏の報告

城輪柵跡出土の瓦については現在まで阿部氏の報告（阿部 1932）に拠るところが大きい。概報でも阿部氏報告中の写真図版をもとに瓦の説明をしている。

阿部氏の報告（阿部 1932、48 頁）では軒丸瓦（巴瓦と記載）は甲種、乙種、丙種の3種類に分類されている。実測図、拓本はなく写真図版のみ掲載されているが、文章中の各分類の説明と写真図版との対応関係は記されていないため、説明の内容と写真図版を照らし合わせて確認するほかない。また、軒丸瓦が載るのは図6・7のみである。前提として瓦の個々の説明が提示している写真図版のものであることが必須条件である。

筆者が確認したところ、甲種（図6の上段2点）は伊藤・小野氏の軒丸瓦1類に相当する。“各瓣内に雄蕊一雙づゝを配す”というのは弁内に子葉が2枚あることを表しているのだろう。また“十葉の蓮瓣を有し”とあるが実際は八弁である。

乙種は次に述べるとして丙種（図6、下段右）について見てみよう。外区に“二十餘個の星状突起を一行に配列し”とあり、外区内縁の珠文を表現しているものと見ることができる。また、甲種と同じように子葉をもつ弁を“二本の雄蕊を包める蓮瓣數葉”と表している。伊藤・小野氏の軒丸瓦2類に相当する。

さて、乙種が本題の単弁十弁蓮華文軒丸瓦（伊藤・小野氏の軒丸瓦3類）に相当するものである。“蓮瓣の数は十葉”、“蓮瓣は高く棍棒放射状をなせり”との表現からみても図6下段中央の軒丸瓦を指していると見て間違いない。さらに、“此種の巴瓦は少々完形のもの一個と、三分の一の破片を発見”とあり、写真図版の中でこれらに対応するものを探すと、完形に近いものが図6下段中

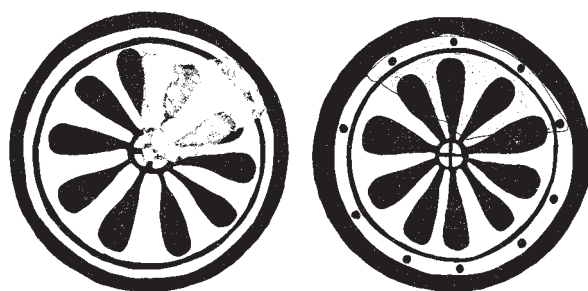


図8 『城輪柵跡予備調査概報』25 頁掲載図

央の瓦であり、三分の一のものが図7の瓦となる。この二つの軒丸瓦を同一種として阿部氏は認識していたところが、次に述べる概報での記載内容と異なる部分である。また、乙種は範型を使わず指頭で作製しているとも述べているが、これは誤りで範を使用して作っていることは間違いない。

B 『城輪柵跡予備調査概報』での記載

予備調査で出土した遺物は少数であり、軒丸瓦（鐙瓦と記載）の解説については阿部氏の報告に多くを拠っているようである。阿部氏の報告遺物と概報での遺物の対応関係は概報に明示してあるので、ここでは前段で触れた記載内容が異なる部分を見てみたい。

概報26頁記載の“(3) 単弁蓮華文鐙瓦第一類”の項では、小破片しかないが、阿部氏の報告書の写真図版ではほぼその全形を知ることができるとある。図示されたのはその小破片の拓本（図8左）である。

同じく“(4) 単弁蓮華文鐙瓦第二類”の項では阿部氏の報告中の写真図版で存在が知られるが、現存するものはないとある。図示されたのはその写真図版をもとに作製したスケッチ（図8右）のようである。阿部氏の報告では、単弁の瓦は乙種の2個のみである。概報では乙種の各々の瓦に依拠しながら、各個体を対応させるように述べ、一類（図8左）と二類（図8右）に分類している。その根拠は二類の軒丸瓦には一類には見られない外区の珠文が配されていることとしている。しかし、阿部氏の報告中の写真図版で見限る限りでは、図6下段中央の瓦は外区が欠損しているうえに、写真図版自体が不鮮明なため、あたかも珠文が初めから配されていなかったかのようにも見える。さらに概報での単弁蓮華文鐙瓦第一類とした瓦（図8左）は図2・3・4の瓦当面の右上部分に相当するのであるが、ちょうど外区に珠文が配されるべき箇所を欠損している。これにより概報では、図6

下段中央の瓦と図8左の瓦をもって外区に珠文をもたない軒丸瓦として分類したものと推測される。阿部氏の報告遺物が実見できないうえ、予備調査での出土遺物がわずかだったことが残念である。

C 城柵官衙遺跡検討会資料での分類

軒丸瓦は1類から5類に分類されている。軒丸瓦1・2類は、阿部氏の甲種・丙種にそれぞれ対応する。軒丸瓦3類は“十葉単弁蓮華文”とあり、図8左の図を、同4類は図8右の図を転載している。概報の記載を受けてのものである。この資料で不明なのは軒丸瓦5類としたものであるが、図示されておらず、また説明も“3類と同瓦当面文であるが、単弁が不揃い”とあるのみである。3類と同じ瓦当面文ということは、やはり単弁十弁蓮華文であると推測されるので、新資料として図5に示した瓦が該当することもなさそうである。筆者未見の資料かもしれないのでここでは保留にしておく。

D 小 結

これまでをまとめると、まず阿部氏による乙種は2点の瓦(図6下段中央・図7)が提示されているが、これは阿部氏が同種と認識したとおり同範であろう。次に概報で提示された拓本(図8左)はやはり乙種、スケッチ(図8右)は阿部氏の報告中の写真図版(図7)をもとにしたものと推測した。また、これら図8に示された瓦は素文の外区外縁が復元されている。一部に範端痕が見られるものはあるが、筆者が観察した資料の中には復元図のような素文の外区外縁が確認できる瓦はなかった。

城柵官衙遺跡検討会資料では軒丸瓦3類(図8左)が乙種に当たる。軒丸瓦4類はスケッチ(図8右)であり、同5類は資料が明らかにされておらず保留とした。

結局のところ、これまでいくつか分類された単弁十弁蓮華文軒丸瓦であるが、確実に存在する型式は阿部氏が提示した乙種のみであった。

3 おわりに

ここまで城輪柵跡出土の単弁十弁蓮華文軒丸瓦の研究史を追った。さらに泉森窯跡で確認された新知見をあわせて述べる。

泉森窯跡の調査以前に確認されていた単弁十弁蓮華文軒丸瓦の型式は前述のとおり、阿部氏の乙種のみである。この範には一度の彫り直しが認められるので、二段階に時期を設定することができる。図5に示した八弁の軒丸瓦は確認した限りでは初出の資料である。十弁の彫り直しが行われた新段階と同じか、後の段階と考えられるが、なおこの点については検討を要する。泉森窯跡では十弁の古段階、新段階、八弁のものが出土しているが、城輪柵跡では十弁の古段階の瓦のほかは確認していない。今後の調査で発見されるか、あるいはほかの消費遺跡に供給されたのだろうか。

本稿ではこれまでの研究を整理し、単弁十弁蓮華文軒丸瓦の評価を行った。今後は瓦当文様だけでなく、丸瓦、平瓦の製作技法などもあらためて検討し、その系譜、技術背景にも迫ってみたい。

城輪柵跡ではほかにも宝相華文軒丸瓦(佐川 2001)とこれに組み合う軒平瓦が出土している。同範の瓦が寒河江市平野山窯跡からも出土しており、この両遺跡の関係は以前から注意されてきたが、これらについては別稿をもうけたい。

泉森窯跡は現在報告書を作成中であるが、調査担当者の野尻侃氏の協力により発表する機会を得た。今後も更なる新発見が期待される。

先学の研究に対し、失礼を承知で稿を起こした。幸運にも泉森窯跡でのまとまった資料を得たことで論を進めることができたに過ぎない。私自身先学の研究には多くを教えられた。本稿もすべて先学の研究をもとに成り立つものである。これからも範とし、研究を進めたい。

引用文献

- 財団法人山形県埋蔵文化財センター 2001『泉森窯跡・坂ノ下遺跡調査説明資料』財団法人山形県埋蔵文化財センター
伊藤邦弘・小野忍 1987「城輪柵の瓦」『第13回古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会
柏倉亮吉・小野忍 1978「城輪柵遺跡の内郭と性格について」『山形県・民俗歴史論集』(第2集)東北出版企画
佐藤禎宏 2002「第VI章 古代史上の八森遺跡」『八森遺跡 古代編』(八幡町埋蔵文化財調査報告書第11集)八幡町教育委員会
阿部正巳 1932『城輪の出羽柵址及び国分寺址調査』(山形郷土研究叢書5)国書刊行会
伊東信雄・板橋源・飯田須賀斯・柏倉亮吉 1965『城輪柵跡予備調査概報』酒田市教育委員会
佐藤禎宏 1979「仁和三年条の出羽国府移転に関する覚書」『庄内考古学第』16号 庄内考古学研究会
小野忍 1997「城輪柵遺跡」『蝦夷・律令国家・日本海—シンポジウムⅡ・資料集—』日本考古学協会 1997年度秋田大会実行委員会
佐川正敏 2001「平安時代前期陸奥国・出羽国の宝相華文軒丸瓦の研究」『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第三十三号 東北学院大学